

当施設の公共性と安全性を確保するため、当施設のご利用のお客様には利用約款第 7 条にもとづき、下記の規則をお守り下さるようお願いいたします。

この規則の定められた事項をお守り願えないときは利用約款第 7 条により利用の継続をお断りすることがあります。

記

1. 当施設において、利用者が下記の禁止事項のいずれかに該当する場合には、当施設の利用を禁止とし、ご入館をお断りいたします。

1. 当施設を利用しようとする者が、「静岡県暴力団排除条例」による暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
※当施設は、公共施設であることから法的根拠のない入れ墨・タトゥー（シールを含む）のみを理由にした入館禁止措置は行っておりません。
2. 当施設を損壊、他の利用者に対して迷惑行為（他の利用者への威圧、不快感、いかがわしい行為、暴言等）または、風紀を乱す方だと当施設が判断した場合。
3. 皮膚疾患症、伝染病の恐れのある方。
4. 館内撮影禁止区域でのカメラ、ビデオカメラ、携帯電話等による撮影。

2. 当施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

1. ペット類
2. 悪臭を放つもの。
3. 施設外からの飲食物持ち込み。(水分補給を目的とした飲料の持ち込みは可能です)
4. その他、当施設が持ち込み不可と判断した物。

3. 当施設内では下記の行為はお断りいたします。

1. とばく等の風紀をみだす行為。
2. 物品販売、宣伝・広告・勧誘等の行為。
3. 入浴または入浴を伴う飲食等の利用者以外の有料区画への立ち入り。(職員が特に認めた場合は除く)
4. その他、他人に迷惑を及ぼしたり、不快感を与える行為。

4. 当施設内の諸設備及び諸物品については、下記事項をお守り下さい。

1. 目的以外の用途に使用しないこと。
2. 施設外に持ち出さないこと。
3. 他の場所に移動しないこと。

5. 利用者は利用中は全ての行動に責任を持つこと。

6. 敷地内は禁煙です。

ふじかぐやの湯 利用約款

(本約款の適用)

第1条 当施設を利用される方は次条以下の約款に従ってご利用頂きます。

(営業時間)

第2条 富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟管理条例第4条のとおりとする。

(休館日)

第3条 富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟管理条例第5条のとおりとする。

(入館の制限)

第4条 富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟管理条例第6条のとおりとする。

(料金の支払い)

第5条 料金の支払いは自動販売機にて入浴券を購入しフロントへお渡しください。

(利用規則の厳守)

第6条 利用者は当施設内に掲示した「利用規則」に従っていただきます。

(利用の不承認)

第7条 当施設は富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟管理条例第8条に基づき次の場合、利用の承認をしないものとする。

- (1)ふじかぐやの湯利用約款第4条に該当することがあったとき。
- (2)前条の「利用規則」に従わないとき。

(貴重品)

第8条 貴重品は全てご自身の責任に於いて管理するものとし当施設は一切責任を負いません。

(携帯品、自動車)

第9条 携帯品(施設内の物品含む)や駐車場の自動車等の事故については、一切その責任を負いません。

(利用中の事故)

第10条 当施設を利用中に生じた事故については一切責任を負いません。

(損害の賠償)

第11条 利用者の故意または過失により当施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。